

社会保険ひろしま

第892号

- 【注意事項】 年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日について
- 【注意事項】 令和5年1月の厚生年金保険料等の納入告知について
- 【ご案内】 令和4年度年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイにかかる表彰について
- 【ご案内】 国等の共済組合に加入する事業所に勤務する二以上勤務被保険者の届出について
- 【ご案内】 任意特定適用事業所の申し出について
- 【ご案内】 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました
- 年金だより
- 広島支部加入者の「健康リスク」と職場の健康づくり
- 令和5年度はお得な生活習慣病予防検診に切り替えませんか？
- ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします。



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和4年10月末

| | | 厚生年金 | 健康保険 |
|--------|----|----------|----------|
| 適用事業所数 | | 59,073 | 58,128 |
| 船舶所有者数 | | 258 | 343 |
| 被保険者数 | 男性 | 510,744人 | 379,974人 |
| | 女性 | 333,779人 | 256,197人 |
| | 船員 | 2,954人 | 3,245人 |

日本年金機構からのお知らせ

- ◆「ご案内」についての詳細内容は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「[日本年金機構からのお知らせ特集ページ](#)」をご確認ください。

注意事項 年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日について

令和4年11月分の厚生年金保険料等の口座振替日は、令和5年1月4日（水）です。厚生年金保険料等を口座振替により納付されている事業主の皆さまは、残高不足とならないようご確認をお願いします。

なお、領収結果は令和5年1月にお知らせすることとしていますが、一部の金融機関においては、お知らせが令和5年2月になる場合がありますので、ご了承ください。

注意事項 令和5年1月の厚生年金保険料等の納入告知について

令和4年12月分の厚生年金保険料等の納入告知書および納入告知額・領収済通知書の発送日は、令和5年1月23日（月）です。

到着日によっては納付期限の令和5年1月31日（火）までの日数が短くなる場合があります。納入告知書がお早めに必要な場合は、お手数ですが発送日以降に、年金事務所にご相談ください。

ご案内 令和4年度年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイにかかる表彰について

- 政府管掌年金事業の推薦・発展にご協力いただいている年金委員の方々に、その功績を讃え、令和4年11月に厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰および同事業推進部門担当理事表彰を行いました。被表彰者については、日本年金機構のホームページで公表しています。
- 令和4年6月から9月にかけて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集し、今年度は、全国から過去最高となる2,008件の応募をいただきました。エッセイ表彰審査委員会の厳正なる審査により、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選の各賞を決定し、日本年金機構ホームページに受賞作品を掲載していますので、ぜひご覧ください。今後とも公的年金制度の普及や啓発活動にご協力のほどお願いします。

ご案内 国等の共済組合に加入する事業所に勤務する二以上勤務被保険者の届出について

共済組合制度の適用拡大により、国等の事業所に使用される短時間勤務職員について、令和4年10月1日以降、共済組合制度の短期給付が適用され、健康保険の保険料徴収および保険給付を行わないこととなりました。

これにより、健康保険に加入する事業所と国等の事業所の短時間職員として使用される二以上事業所勤務者についても、共済組合制度の加入者となるため、健康保険の保険料徴収および保険給付が行われないこととなります。

そのため、次の場合は、健康保険に加入する事業所から当該二以上事業所勤務者にかかる届出が新たに必要となります。

〈国等の事業所に使用されることにより、新たに二以上事業所勤務者となる場合〉
健康保険の保険料徴収および保険給付を行わないための「被保険者資格喪失届」をご提出ください。

〈二以上事業所勤務者が国等の事業所に使用されなくなった場合〉
健康保険の保険料徴収および保険給付を行うための「被保険者資格取得届」をご提出ください。

◆「ご案内」についての詳細内容は、下部のURLまたは二次元コードより「[日本年金機構からのお知らせ特集ページ](#)」をご確認ください。

ご案内 任意特定適用事業所の申し出について

令和4年10月から短時間労働者の適用拡大にかかる法律が施行され、特定適用事業所の企業規模要件が厚生年金保険の被保険者数100人超（従来は500人超）となりましたが、厚生年金保険の被保険者数が100人以下の事業所であっても、被保険者の同意を得て「任意特定適用事業所」の申し出を行うことができます（特定適用事業所該当年月日および短時間労働者の資格取得年月日は、申し出受理日（受付日）となります）。

ご案内 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました

現在、健康保険被扶養者の認定および資格確認において、医療職の方が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、年間収入に含めない特例措置が実施されています。この特例措置期間は、**令和5年3月末**まで延長となっています。

本特例措置の対象者は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職です。具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む）、ワクチンの調製、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。



年金だより

老齢年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です。

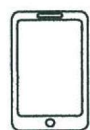
老齢年金の相談・請求手続きはインターネット予約をご利用いただきますと以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、**休日を気にせず予約**できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、**予約を忘れることはありません**。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットから**スムーズに変更やキャンセル**ができます。

→詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

- 翌々営業日以降の相談日から予約できます。



スマートフォン

携帯電話



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談

検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の
受付時間

土日祝日を含め毎日
8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

協 会 広 島 支 部 からの けんぽ 広 島 支 部 からの

2023年

1月

加入者の皆様へお知らせいたします
ますようお願いいたします

お知らせ

健康づくりの推進



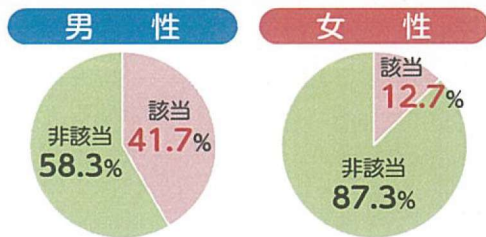
健康づくりの推進

従業員様の健診結果を確認していますか？

広島支部加入者の「健康リスク」と職場の健康づくり

※2021年度 支部別スコアリングレポートより作成

特徴 ① 男性の5人に2人が
メタリックシンドロームに該当(予備群含む)



動脈硬化が進行しやすく、「心筋梗塞や脳梗塞」などを発症するリスクが高い状況です。

特徴 ③ 睡眠で休養がとれていない方の割合が全国より高い

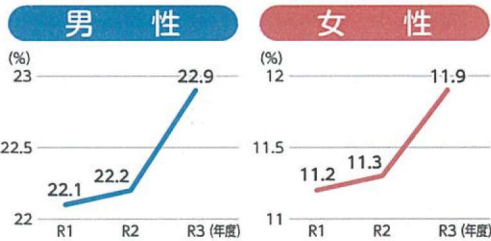
| | 男性 | 女性 |
|----|-------|-------|
| 全国 | 35.6% | 40.7% |
| 広島 | 38.3% | 41.3% |

差: 男性 +2.7%, 女性 +0.6%

質の悪い睡眠は、生活習慣病の罹患リスクを高め、かつ症状を悪化させると言われています。ワークライフバランスの推進等、職場でできる取組みを進めましょう。

※厚生労働省e-ヘルスネット
「睡眠と生活習慣病との深い関係」より

特徴 ② 血糖(代謝)リスク保有者の割合が増加傾向



放置すると「糖尿病」になるリスクがあります。また、神経障害や網膜症、腎症などの合併症を引き起こします。

無料 健康宣言事業所様は職場で「健康づくり講座」が受けられます!

健康づくりのプロが職場を訪問し、健康づくり講座を開催します。
Webでの受講も可能です。
従業員様の健康意識を高め、職場における健康づくりを進めましょう!

約3,700社がエントリー!

ひろしま企業健康宣言

の登録が必須です!

講座の例 ※5名以上で申込み可

- 生活習慣病予防 ●がん予防 ●メンタルヘルス ●禁煙
- 運動(ヨガ・ストレッチ、肩こり・腰痛予防、ウォーキング) 等



エントリーは
こちらから▶



広島県
主催

「優良事例に学ぶ!健康経営セミナー」のご案内(無料)

健康経営を実践する企業の経営者が、環境整備や導入方法など、具体的な取組みをご紹介します。
経営者の方から健康づくりの進め方が聴ける貴重な機会です。ぜひご視聴ください。

優良事例に学ぶ!
健康経営セミナー

開催日時 令和5年2月3日(金) 14時00分~16時00分

会場 オンライン (Zoomウェビナーによる配信)

申し込みは
こちらから▶



令和5年度はお得な生活習慣病予防健診に切り替えませんか？

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者（ご本人）様を対象に生活習慣病予防健診を実施しています。協会けんぽから補助があるお得な健診です。

お得ポイント 1 来年度から自己負担額が**もっと軽くなる**ります！

約2万円相当の健診について、現在**約6割分**を協会けんぽが補助していますが、令和5年度から**約7割分**を補助することになりました！

自己負担額 **最高 7,169円** (令和4年度まで) → **約2,000円 おトクに** → **最高 5,282円** (令和5年度から)

お得ポイント 2 **定期健診**として利用が可能です

労働安全衛生法に基づく定期健診の項目をカバーしています。

お得ポイント 3 **がん検診**もセットで受診できます

定期健診の項目と併せて胃・大腸がん検診も受診できます。

40歳以上の偶数年齢の女性の方は、乳・子宮頸がん検診を追加受診（別途費用）できます。

お得ポイント 4 **健康サポート**（特定保健指導）が**無料**です

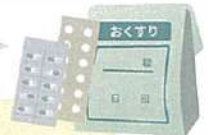
生活習慣の改善が必要と判断された場合は健康サポート（特定保健指導）が無料で受けられます。

令和5年度対象者の一覧は**令和5年3月頃**事業所へお送りします。広島支部ホームページで対象者を確認できる、情報提供サービスもご利用ください。詳しくはホームページでご確認ください。

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

「ジェネリック医薬品」という選択肢があることを知っていただくことを目的に、ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします。

5割以上
安くなることも!



送付時期
**令和5年
2月下旬**

お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患等の**先発医薬品**を**長期間服用**されている方
 - ジェネリック医薬品への切り替えにより、**お薬代が一定額以上軽減**される方
- ※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付します。 ※すべての加入者の方に通知されるものではありません。

ジェネリック医薬品に切り替えたい場合は？

「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証またはお薬手帳に貼りましょう。シールをご希望の場合は、ホームページから申込書をダウンロードいただき、FAXでお送りください。

お薬手帳

ジェネリック医薬品希望シール

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を医師・薬剤師に見せてもOKです。

協会けんぽ広島 ジェネリック

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年1月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

令和3年度 インセンティブ実績 広島支部は**35位**

健診受診率やジェネリック医薬品の使用割合等、皆さまの取り組みが健康保険料率に影響しています。

広島支部が上位に入れば**保険料率の引き下げ**につながりますので、引き続き取り組みをお願いします。

詳しくはこちら▶

